

気象研究コンソーシアムのための共同研究契約等の内容について

気象庁および日本気象学会は、「気象庁データを利用した気象に関する研究」として、以下のような内容で共同研究を実施することを計画している。

- 気象庁長官と日本気象学会理事長との間で、以下のような内容に関する包括的な共同研究に関する契約を締結する。
- 気象研究の発展、大学等における気象研究分野の人材育成を目的とし、これをもって気象庁は予測精度の向上等を図ることとする。
- 本共同研究を運営するために気象庁と気象学会は共同で運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 気象学会の会員は、委員会に申請し承認されれば共同研究に参加することができる（承認を受けた者を「研究参加者」という）。
- 研究参加者は、気象庁が提供するデータ等（以下「提供データ」という）を利用して研究を行うことができる。なお、提供データの範囲や提供方法等具体的事項については委員会において協議して決める。
- 研究参加者は提供データを本共同研究以外の目的で使用することはできない。また研究参加者以外に二次的に提供することはできない。
- 本共同研究によって得られた成果（以下「研究成果」という）は原則として公表しなければならない。なお、公表にあたっては公表前にその内容を委員会に報告する。また、公表の際には本共同研究の成果であることを明示する。
- 研究成果は、非営利の目的であれば、気象庁はその業務において、気象学会（大学等の研究参加者）はその研究において、相手の承諾なしに無償で自由に利用することができる。
- 本共同研究に基づく特許権、実用新案権、意匠権については、一般的な共同研究と同様の扱いとし、出願前に権利の持ち分や費用について協議する。
- 委員会は上に述べた事項（研究参加者の承認、提供データの協議、公表内容の報告の受領）のほか、研究全体を管理するために研究参加者（あるいは研究課題）ごとの研究の進捗状況及び研究成果を取りまとめて、気象庁長官および気象学会理事長に報告する。また、委員会は本共同研究の発展のため必要な協議を行う。